



平成21年5月19日

各 位

会 社 名 協和発酵キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 謙
(コード番号 4151 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
久我 哲郎
(TEL:03-3282-0009)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社の事業年度の末日が毎年12月31日であることを踏まえて、同社と事業年度を一致させることにより、業績等の経営情報をより適切に開示し、効率的な業務執行を行うために、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことによる株券電子化に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定並びにその関連する規定について、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に設けるものであります。
また、上記変更による現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第7条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木)

以上

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 ~ 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) (条文省略)</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (自己株式の取得) (条文省略)</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 ~ 第5条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (自己株式の取得) (現行のとおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (単元未満株式の買増し) (現行のとおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第13条 (株式取扱規程) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (総会の招集時期) 定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第15条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第16条 ~ 第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 ~ 第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 ~ 第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第41条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第42条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第12条 (株式取扱規程) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (総会の招集時期) 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>第14条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第15条 ~ 第18条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ~ 第30条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 ~ 第38条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年1月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第40条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第41条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第43条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第42条 (配当金の除斥期間) (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当社においては 取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条の規定は、平成 22 年1月5日 までを有効とし、平成 22 年1月6日をもって これらを削除する。</u></p> <p>第3条 <u>定款第 39 条 (事業年度) の規定にかかわらず、 第 87 期事業年度は、平成 21 年4月1日から平 成 21 年 12 月 31 日までの9ヶ月とする。</u></p> <p>第4条 <u>定款第 41 条 (中間配当) の規定にかかわらず、 第 87 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 21 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>第5条 <u>前2条および本条は、平成 21 年 12 月 31 日ま で有効とし、平成 22 年 1 月 1 日をもってこれ らを削除する。</u></p>